

# 「中小企業等協同組合法の解説（改訂版）」発行 （全国中小企業団体中央会編集）

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」（平成17年法律第87号）によって改正された最新の「中小企業等協同組合法」の条文及びその解説並びに改正後の政令・省令、これらの改正を踏まえて改訂した「中小企業組合定款参考例」（全国中小企業団体中央会策定：平成18年7月改訂）とともに、先の通常国会において成立し平成19年4月1日から施行されるガバナンス向上を目的として改正された改正後の条文を掲載し、「中小企業等協同組合法の解説（改訂版）」を発行します。

本年5月1日から「会社法」（平成17年法律第86号）が施行され、併せて、従来、商法を準用していた多数の法律について準用規定を商法から会社法に改正する等の改正を一括して行った「整備法」が施行されました。

また、「中小企業等協同組合法施行規則」も改正され、4月28日に公布されました。

これらにより、従前の「商法準用」が「会社法準用」に切り替わるとともに、新たに、「役員の任期延長規定の導入」「書面又は電磁的方法による理事会決議の容認」「理事会・総会議事録の作成方法等の変更」等を内容とする改正「中小企業等協同組合法」が本年5月5日から施行されました。

さらに、先の通常国会において成立し、6月15日に公布された組合のガバナンス向上を図ること等を目的とする「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第75号）により改正された「中小企業等協同組合法」が平成19年4月1日から施行されることが決まっています。

本書は、最新の法律とその逐条解説、関係法令、定款参考例（事業協同組合、協同組合連合会及び企業組合定款参考例）をすべて一冊に収めており、また、条文中の会社法等準用条文については読替えを施して掲載するなど、中小企業組合の役職員等の執務に当たっての参考資料として、適切な組合事業の遂行及び組織運営の実施のために有効、かつ、便利にご活用いただけるものと思います。

A5判 513ページ 定価4,725円 送料別

お申込み

山形県中小企業団体中央会

〒990-8580 山形市城南町1-1-1

TEL023-647-0360 FAX023-647-0362